

高速道路サービスエリアのオストメイト対応トイレおよび多目的トイレの現状と課題

○西館有沙 水野智美 徳田克己
(富山大学) (筑波大学) (筑波大学)

KEY WORDS: 高速道路サービスエリア、トイレ、バリアフリー

(目的)

高速道路のサービスエリア(以下、SA)は、民間事業者の参入によって、地域の特産品やグルメなどを楽しめる商業施設としての整備が進んでいる。障害者や高齢者の外出機会が増えたこともあり、SAにはさまざまな人が訪れるようになっている。そこで、高齢者や障害者がSAを利用する際のバリアフリーの現状と課題を明らかにしたいと考えた。本稿では、オストメイト対応トイレ(排泄をするために腹部にストーマという人工肛門や人口膀胱をつけている人が汚物を処理するための流し台やハンドシャワーが設置されたトイレ)と多目的トイレ(一般のトイレとは別に設けられ、車いす使用者と介護者が共に入ることのできる広さと、排泄介助のための設備のあるトイレ)について調べた結果を報告する。

(方法)

2016年8月から12月にかけて、東北自動車道、常磐自動車道、磐越自動車道、上信越自動車道、長野自動車道、関越自動車道、東海北陸自動車道、北陸自動車道、東名高速道路、新東名高速道路、中央自動車道、名神自動車道、中国自動車道、高松自動車道、瀬戸中央自動車道、九州自動車道、長崎自動車道、大分自動車道、宮崎自動車道、沖縄自動車道の89カ所のSAのトイレにおいて、バリア発見型フィールドワーク調査(水野・西館・安心院・徳田、2016)を行った。

(結果と考察)

SAのトイレは場所がわかりやすく、かつ、案内表示が多く設置されていたため、利用者が探し回らなくてはならないという心配はなかった。オストメイトの排泄に対応した設備はすべてのSAに設置されていた。一般のトイレ内にオストメイト用の個室が設置されていたところは89カ所中84カ所であった。この個室の設備については、オストメイト用の設備のみがあるケースと、オストメイト用の設備の横に洋式もしくは和式の便座が設けられているケースがあった。残りの5カ所は多目的トイレ内に、オストメイト対応の設備があった。

NEXCOは、2006年から一般のトイレ内、多目的トイレ内という優先順位で、オストメイト対応の設備の設置を進めている(西日本高速道路(株)保全サービス事業部施設グループ、2010)。田中・老田(2005)の調査では、外出時に一般の洋式トイレを利用するオストメイトが5割を超えており、一般の便房がすべて使用中であるなどの事情がなければ多目的トイレを利用しないオストメイトが多いことが確認されている。

オストメイトがトイレを利用する際には、パウチ(排泄物を入れる袋)や面板(パウチをストーマに固定するためのシート)を交換する場合に備えて、手が届く範囲に荷物を置ける場所があることが望ましい。田中・老田(2005)がオストメイトを対象に行った調査においても、荷物置き台の必要性が指摘されている。一部のトイレには、汚物流し台の上に荷物を置けるスペースがあった。一方で、そのようなスペースも荷物置き台もないところがあった。

一般のトイレ内に、車いす使用者が入れるほどの広さがあ

り、便座には手すりがついており、かつ身障者(車いす)マークを掲示していた個室が設けられていたSAが27カ所あった。SAの一般のトイレの出入口やトイレ内の通路は広く、床はフラットであるため、ベッドを利用する必要がなく、介助を受けずに便座への移乗等が可能な肢体不自由者であれば、一般のトイレ内の車いす対応個室を利用できると推測される。なお、腕が肩より上にあがらない車いす使用者のために、荷物置き台などを設けているケースは見あたらなかった。

多目的トイレはすべてのSA(89カ所)にあった。多目的トイレの扉はいずれも引き戸であり、79カ所が手動式、10カ所が自動式であった。個室にベッドがあったところは83カ所(折り畳みタイプ50カ所、固定タイプ25カ所、移動可能な簡易タイプ8カ所)であり、5カ所にはベッドがなかった(1カ所は故障により施錠されていたため不明)。ベッドのない5カ所中2カ所には、ベッドのある他のSA・PAに関する案内表示があったが、残りの3カ所には案内がなかった。なお、ベッドがない場合には、利用者が荷物の置き場に困るケースが生じうる。談合坂SAの建物内にある多目的トイレにはベッドがない代わりに、便座の脇に荷物置き用のカゴが置かれ、手すりには荷物かけ用のフックが付けられていた。

多目的トイレの便座には、両脇に手すりが設置されているところが多かった。また、便座の両側に紙巻器をつけているところがあった。便座脇の壁には、紙巻器の他に洗浄ボタンや緊急押ボタンがあった。加えて、便座の脇に小型の手洗い場を設けているところがあった。洗浄ボタン等の位置はSAによってまちまちであり、なかには、便座に座った状態では手の届きにくいところに洗浄ボタンが設置されているところがあった。

多目的トイレに、視覚障害者用の音声案内装置が付いていたところがあった(22カ所)。また、多目的トイレの前に点字ブロックが設置されているケースがあった(14カ所)。視覚障害者は、広い個室内ではたとえ音声による案内を受けたとしても、どこに何があるのかを把握することがむずかしい。そのため、1辺が2mを超える多目的トイレに視覚障害者を誘導することは適切ではない。

(文献)

水野智美・西館有沙・安心院朗子・徳田克己(2016)ウォーターフロント地区におけるバリアフリーの状況と課題、障害理解研究, 17, 29-44.

西日本高速道路(株)保全サービス事業部施設グループ(2010)高速道路の休憩施設—お手洗いにおけるバリアフリーの取組—, 道路, 833, 22-25.

田中直人・老田智美(2005)オストメイトの公共トイレ利用実態および意識に関する研究, 日本建築学会計画系論文集, 595, 17-23.

(付記)

本研究は高速道路調査会の平成28年度研究助成を受けて実施された。

(NISHIDATE Arisa, MIZUNO Tomomi, TOKUDA Katsumi)